

19川総行革第216号

平成20年1月23日

川崎市監査委員 鹿川 隆 様
同 奥宮 京子 様
同 岩崎 善幸 様
同 宮原 春夫 様

川崎市長 阿部 孝夫

平成18年度の包括外部監査の結果に基づく措置及び結果に添えて提出された意見に対する対応状況について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、平成19年1月30日付けで包括外部監査人守屋俊晴氏から包括外部監査契約に基づく監査結果に関する報告書の提出がありました。同法第252条の38第6項の規定により、当該監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、通知します。

また、監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況につきましても、同法第252条の38第6項の規定の趣旨に準じて、別添のとおり報告いたします。

平成18年度の包括外部監査結果に対する措置状況

【監査テーマ：経済局の事務の執行、競輪事業および中央卸売市場事業の経営管理、出資法人（財団法人川崎市産業振興財団、川崎地下街株式会社、川崎冷蔵株式会社）の経営管理】

1 経済局の事務の執行

(1) 川崎市信用保証協会に対する出資比率算定方式の見直し必要性について

〔指摘の要旨〕

川崎市は川崎市信用保証協会に対する出資比率を24.74%（川崎市出捐金÷基本財産の額×100%）と算定している。しかし、これは金融機関負担金および基本準備金を含めた基本財産の額を分母にして、川崎市の出資比率を算定したものである。

しかしながら、出資比率は、地方公共団体と出資団体との財政面を始めとする関係の濃淡に相関する比率であるべきで、利益剰余金組入れ分を含めた基本財産をベースに比率を算定するのは妥当性がないと考える。

持分関係からいえば、この利益に対する持分は出捐者の出捐割合に応じて配分されるべきものと解する。利益剰余金組入れ分を含めて算定すると、地方公共団体と出資団体の関係が不変であるにも関わらず、出資比率が減少していくという不合理な事態が生じる。また、信用保証協会法は、出捐者に対し、出捐金額を上限にして残余財産分配権があることを規定しており、出捐者について特別な権利を与えている。

出資比率は、残余財産分配請求権を有する出捐金部分をベースに算定されるべき数値であると考ええる。これを前提に再計算すると、ほぼ100%となるので、自治法施行令第140条の7第1項に定める「出資団体の非対象としたこと」について、見直すべきものと考ええる。

よって、出捐金部分を分母として算定すべきであると考えるが、当面の手続きとしては、信用保証協会の出資比率について、総務省に照会するなど適切な措置（出資比率の算定方式の確認）をとりたい。

〔措置の内容〕

出資比率の算定方法については、総務省に電話照会し「算定方法は、各自治体が主体的に判断すべき。」との回答を得るとともに、信用保証協会を所管する各自治体に照会を行い、大多数の自治体において本市と同様な算定式が採用されていることを確認しました。

また、本市の信用保証協会に係る事業の管理については、信用保証協会を事業運営等について総合的な視点から指導、調整を行う主要出資法人として指定するとともに、市と信用保証協会との密接な連携を図り、適切かつ効率的な運営がなされるよう、指導・監督に努めており、信用保証協会の経営等に対する透明性の確保の観点から、国の指導により自主的に設置した外部評価委員会の活用に加え、本市独自による検査を実施しています。

今後とも現状の運用を継続しつつ、他都市の状況等を注視してまいります。

(2) 浅野町と大川町の会館運営事業の適切なあり方について

〔指摘の要旨〕

浅野町工場会館および大川町産業会館は、ともに川崎市の施策に賛同した企業群による工業団地への進出企業に対し、各種サポート機能を果たすために建設されたものである。

現状、川崎市は、浅野町工業団地組合連絡協議会および大川町産業振興連絡協議会との間で普通財産貸付契約を結び、連絡協議会より納入されるべき普通財産貸付料および人件費等会館運営に関わる費用のうち、独自収入で賄えない金額について、貸付収入額を限度額として負担金を交付している。その結果、極めて低い負担（使用料）で両協議会は两会館を使用していることになっている。このようなことから、両協議会は、一般の営利企業の集団であり、市民の視点から見て経済合理性があるとは言い難い。

两会館のあり方について、市は両協議会と断続的に協議を続けているが、会館のあり方について明確な方針が示されないまま、予算支出が継続的に行われているのが実態である。

よって、会館の適切なあり方を、負担金の金額も含めて検討し、実行に移されたい。

また、两会館の貸付契約書においては、貸付物件の数量として、面積および工作物一式とのみ記載されており、市は原状回復につき、相手側に請求できるかどうか、疑わしい契約内容となっている。また、修繕の必要が出た場合、明文の基準がなく、管理責任の所在が不明確である。

そこで、早急に、原状を確認することができる書類を作成し、整理保存するとともに、管理責任の明確な分担を文書により確認できるようにしておきたい。

〔措置の内容〕

平成19年度の負担金支出にあたっては、運営経費の見直し等を行い、大幅な負担金の削減を行いました。また、平成19年度の貸付契約には、契約書に貸付物件の明細書を作成し、管理責任の明確化などの改善を図りました。

さらに、会館の適切なあり方について検討を進め、両協議会と調整の結果、平成20年度から負担金を廃止いたします。

(3) 補助金等の評価制度の充実化について

〔指摘の要旨〕

川崎市は、花と緑の市民フェア実行委員会を通して「花と緑の市民フェア」を実行している。この事業に対して監査報告がされているが、いくつかの問題点があった。

まず、計画段階の数値を作成していない。したがって、計画と実績との比較がなく、差異の分析もしていない。そのため、次年度の計画において「改善すべき事項の報告書」も提出されていない。また、アンケート調査を実施するなど市民の声を聞く努力をしていない。

また、監査報告書が実行日より大変遅い時期に提出されている。

以上のようなことから、以下のような改善すべき事項があるものとする。

- ① 評価方法、目標設定が明確でないこと
- ② 補助金に対しての有効性を評価するという観点が高く、有効性を評価するための成果の確認も一部しか行われていないこと
- ③ 少額補助金の一部については、その効果に疑問があること
- ④ 監査報告書を事業実施後、比較的早い時期に提出すること

よって、補助事業の経済性、効率性、有効性を確保するために、たとえば、一定規模以上の補助事業については、新たに事業に着手する前にその必要性や事業効果などの評価を行い、また、事業成果の事後的検証（事後評価）についても定期的に実施するなど、評価制度の充実を図られたい。

さらに、監査報告書の提出も早められたい。

[措置の内容]

補助事業の事後的検証については、平成19年3月に行いました平成19年度の「花と緑の市民フェア」の実行委員会で出店者数やイベント入場者数等、緑の普及啓発というイベントの目的に沿った目標を設定するとともに、6月1日から3日までの開催期間中、会場でアンケート調査を実施するなど事業の事後検証ができるよう改善しました。また、事業終了後の7月25日に監査（決算）報告を受け、8月21日の実行委員会において、設定目標に対するアンケート結果や目標値から補助金の有効性等について検証を行いました。

(4) 補助金の審査手続の統一性と充実化について

[指摘の要旨]

川崎市における補助金に関しては「川崎市補助金等の交付に関する規則」（以下「規則」という）が定められている。その上で、補助金の交付にさいして交付案件ごとに「要綱」を定めて、対処している。この要綱は規則の定めに従い作成するものとされ、また、補助金を交付するに当たって必要な事項を定めるものとしている。

一つの事例としての要綱には、提出を求めている必要書類の具体的な記述がなされておらず、また、内容審査の手続書（審査マニュアル）も用意されていなかった。

確認等の手続きについて、確認・審査等の手続きをしたものが誰か、いつ実施したかについて記載した書類を作成し、整理・保存しておくことによって、補助金交付に関する一連の手続きが適正に行われていること並びに組織上の責任を明確にしておく必要がある。

よって、担当者によって審査等の手続きの精粗にばらつきが出てこないように審査マニュアルを作成し、十分に利用できるようにされたい。

また、補助金の交付等に関する一連の手続きが適正に行われていることを、後日、確認できるように必要事項を記載した書類を作成し、整理・保存しておくようにされたい。

[措置の内容]

審査等の手続きの平準化や明確化については、補助要綱の規定や補助金等を交付

するに当たって必要な事務手続きの内容に応じて、審査・確認事項を時系列順に項目立てしたチェックリストを作成し、申請時、交付確定時などの伺いに添付することを柱とした指針を平成 19 年 11 月に策定しました。当事業についても、当該指針に沿って改善を図ってまいります。

(5) 川崎商工会議所の機関誌発行事業補助金の算定方法の見直しについて

[指摘の要旨]

川崎商工会議所は、機関誌「かいぎしょ」を発行しており、平成 17 年度の発行に当たって川崎市は 5,225,000 円の補助金を交付しているが、当該機関誌には、広告が掲載されており、平成 17 年度における広告料収入は 11,638,326 円であったが、当該収入を考慮せずに補助金を算定している。

よって、事業補助を実施する上では、収支全体を把握（収支計算書の入手）した上で、補助すべき内容を把握し、今後は、広告料収入を控除した事業費を基礎にして補助金を算定するようにされたい。

さらには、補助事業者と協議の上、広告料収入を増やすなど川崎市の補助金に頼らず、自助努力により機関誌発行事業を遂行できるよう、補助金の縮小も視野に入れた改善をされたい。

[措置の内容]

機関誌「かいぎしょ」に係る補助金の支出については、平成 19 年度から収支全体を把握し、広告料収入を控除した上で算定を行い、本市負担の軽減を図りました。

また、今後は川崎商工会議所に対しまして、広告料収入等により機関誌発行事業を遂行できるよう働きかけてまいります。

2 競輪事業および中央卸売市場事業の経営管理

(1) 競輪施設等整備事業基金等の有効な資金運用について（競輪事業特別会計）

[指摘の要旨]

競輪事業には、以下の 2 つの基金がある。

- ① 競輪施設等整備事業基金
- ② 競輪事業運営基金

このふたつの基金の平成 17 年度における運用利回りは 0.12% である。他方、用いた発行者（川崎市）利回りは 1.6% である。これを対比（計算）してみると、平成 17 年度において 83,248 千円の経済的損失があったことになる。

よって、昨年度の監査報告書においても触れたところであるが、川崎市全体の観点から検討したより有効でかつ経済性のある資金運用をされたい。

[措置の内容]

競輪施設等整備事業基金及び競輪事業運営基金を含め、本市の基金については、効率的な管理を行うため、債券運用・預金運用・歳計現金の一時的な資金不足に対する繰替運用の 3 つの運用を組み合わせ、合同運用しています。

資金運用については、合同運用の中で引き続き、一時借入金利子の支出を抑制するため、歳計現金への繰替運用を行います。

また、同時に利回りの高い運用を可能とする債券保有高の増額に努め、平成

17年度における債券運用額は157.5億円、平成18年度197.5億円となっておりますが、これを今後も段階的に増額し、平成28年度には1,200億円の債券運用を目標として、有効かつ経済性の高い運用にも努めてまいります。

(2) 有形固定資産に関する規則的・継続的な減価償却の実施について（中央卸売市場事業特別）

〔指摘の要旨〕

川崎冷蔵では、冷蔵庫3号棟を中心とした冷蔵設備等の有形固定資産を所有しており、その有形固定資産については「経理規程」において「固定資産は、原則として毎期減価償却を行う。」とされているが、継続的・規則的な減価償却計算を実施していない会計期間があった。その結果、継続的・規則的に減価償却を実施した場合と比較して760,073千円の減価償却不足額が発生している。この減価償却不足に相当する金額だけ「純資産が過大に表示されている」ことになる。

減価償却不足は、毎期の減価償却費ひいては期間利益計算に、そして有形固定資産の計上額に大きな影響を及ぼし、企業の経営成績および財政状態の適正な表示を歪めてしまうことになる。その結果として、企業の作成する財務諸表の社会的信頼性を損なうことにもなってくる。川崎市として、川崎冷蔵に対して「一般に公正妥当と認められる会計処理の原則もしくは手続」を遵守するよう指導していくべきである。

よって、減価償却費の不足額を解消し、継続的・規則的な減価償却計算を実施するよう指導されたい。

〔措置の内容〕

川崎冷蔵(株)の減価償却不足の解消については、近年、中小企業にも会計処理の厳格化が求められていること、又、市が80%の出資をしている公益性の高い会社であることから、会計処理の厳格化を指導し、平成18年度の決算において、減価償却不足の解消を図るとともに、今後も継続的・規則的な減価償却の会計処理を実施するなどの改善を図りました。

3 出資法人の経営管理

◇財団法人川崎市産業振興財団

(1) 期末手当と勤勉手当等の適切な措置（賞与引当金の計上）について

〔指摘の要旨〕

期末手当と勤勉手当の支給については「財団法人川崎市産業振興財団給与規程」第15条および第16条等に「支給に関し必要な事項は川崎市の例による」という定めがある。

よって、産業振興財団は「独立した法人である」ので、市の規定を準用するのではなく、独立した規程を設けて運用されたい。

また、現状では、期末手当と勤勉手当（以下「賞与」という）の支給対象期間が定められていて、3月31日現在11,698千円の未払賞与（潜在的債務）が存在している。しかし、産業振興財団は認識（計上）していない。

よって、貸借対照表上、当該金額だけ債務が過小に表示されていることになるので、すみやかに賞与引当金もしくは未払賞与を計上されたい。

[措置の内容]

財団法人川崎市産業振興財団では、期末手当と勤勉手当を含め給与規程について、平成 19 年度中に「川崎市の例による」という条文を改め、給料・手当額等を定めるための改正を行い、平成 20 年 4 月 1 日から施行するよう改善しました。

また、賞与引当金の計上については、平成 18 年度末に法人職員分を計上し、本市派遣職員については、平成 19 年度から計上するよう改善します。

(2) 退職給与引当金の適切な会計処理の実施について

[指摘の要旨]

退職給与引当金の計上額となる「期末退職給与の要支給額」については「財団法人川崎市産業振興財団給与規程」第 17 条に「退職手当の支給基準、支給額等については、川崎市の例による」という定めがあり、この規定に従うと、期末退職給与の要支給額は 40,100 千円となっている。しかし、貸借対照表には 31,552 千円の引当金しか計上されておらず、3 月 31 日現在においては、退職給与引当金の計上不足が 8,547 千円生じている。

よって、貸借対照表上、当該金額だけ引当金が過小計上（簿外債務の発生）となっているため、平成 18 年度末から正しい金額を計上されたい。

[措置の内容]

退職給与引当金については、これまで旧公益法人会計基準に基づき期末要支給額全額を引き当てる必要がありませんでしたが、新会計基準では期末要支給額全額を引き当てることと改正されました。ただし、新会計基準運用指針第 2 条では、基準変更時における差異額が大きく、一度に引き当てるのが困難な場合、その額を 15 年以内の期間で費用処理できるものとされています。

そこで、財団法人川崎市産業振興財団では、財務状況等を考慮し平成 18 年度から期末要支給額との差額を 10 年間で費用計上することとしました。

(3) 預り物品の適切な台帳記入と現品管理の実行について

[指摘の要旨]

川崎市からの預り物品は、川崎市物品会計規則（物品を預かっているという立場において）により、備品整理簿を用いて分類管理されているべきであるが、産業振興財団においては、預り備品整理簿は存在せず、物品預り書および担当者の手元備忘録のみによって管理されているにすぎない。

サンプルとして「物品預り書」と現品との照合を行ったところ突合できないものがあり、管理が不十分であると考えます。

よって、実地棚卸を毎期末ごとに確実に実施し、現品と台帳とを確認し、公的財産を預っているという意識を十分に持ち、川崎市物品会計規則に従った物品管理を適切に実施されたい。

[措置の内容]

財団法人川崎市産業振興財団では、預り物品の適切な台帳記入と現品管理の実行について、備品整理簿を整備するとともに、全ての備品について台帳と突合しました。

◇川崎地下街株式会社

(4) 取締役会の効果ある運営のあり方について

[指摘の要旨]

会社法（旧商法）は「取締役会は、会社の業務執行を決し、取締役の職務の執行を監督する」ものとし、また、取締役は3ヶ月（四半期）に1回以上「業務執行の状況」を取締役に報告することを要すると定めている。

株式会社である川崎地下街は、当然に会社法の適用対象であり、取締役会が経営責任を果たすためにも、法令に準拠して取締役会の開催を行うべきものと考えられる。

よって、非常勤取締役の多い取締役会がより有効に機能するためにも、また、監査役が適時適切に監査をすることができるように、川崎地下街の「業務の執行の状況」を取締役に報告するなど、説明責任を果たすことができるような、機能する取締役会に改善されたい。

[措置の内容]

川崎アゼリア（旧川崎地下街）株式会社では、平成18年度より担当取締役から取締役会への「業務の執行状況」報告を実施し取締役会がより有効に機能するよう改善しました。

また、監査役については取締役会に出席し、「業務の執行の状況」等の報告を受けるとともに、取締役会において「業務監査報告等」を必要に応じて行っております。

(5) 企業統治の一環としての社内規定等を遵守した業務運用の有効な実施について

[指摘の要旨]

川崎地下街では、社内規定として契約規程があるにもかかわらず、規程を遵守した事務処理（指名業者選定手続）を実施していなかった。適切な企業統治もしくは有効に機能する内部統制システムの視点から評価すると重要な問題である。仮に社内規定等が実態に即したものでない場合は、取締役会で十分に審議した上で社内規定等を改正し、常に社内規定等に準じた事務処理を行う必要がある。

よって、川崎地下街では、既に一部について改正すべく作業に着手したとのことではあるが、本件事項にかかわらず全ての業務等について社内規定等を遵守した運営を行うか、社内規定等を見直して、速やかに実態に即した社内規定等に改めるなど改善を図られたい。

[措置の内容]

川崎アゼリア（旧川崎地下街）株式会社では、指名業者選定手続きについては、指摘内容を検討した結果、契約規則を改正することとし、平成19年3月19日に改正案の取締役会承認を得て契約金額に応じて取締役会（1件3億円以上）経営会議（1件3億円以下）で審議のうえ、発注業者の選定を行うこととしました。

平成19年度の実績は5回開催を予定し（4回開催済み）、経営会議は月に1回の定例会の他、必要に応じて臨時会を開催しております。その他の規程についても取締役会審議のうえ、順次改正を行うなどの改善を図りました。

(6) 財務諸表並びに元帳上の記載等の改善について

[指摘の要旨]

元帳の中ではあるが、「減価償却累計額」という用語が、昭和 57 年の「企業会計原則」（改定前）の古い科目「減価償却引当金」のままとなっている。直ちに修正を要すると言える。その他にも小さな問題であるが、見直しを必要とする事項がある。

よって、法令の改正および企業内部の経済的事象の変化、とくに近年、会社法の制定、施行があり、また、新会計基準等の実施が行われているので、十分に対応できるように、毎年、見直しされたい。

[措置の内容]

川崎アゼリア（旧川崎地下街）株式会社では、指摘事項について、元帳の中にはありますが、昭和 57 年の「企業会計原則」（改定前）の古い勘定科目「減価償却引当金」を使用しておりましたので、直ちに「減価償却累計額」という勘定科目名称へ修正を行うとともに、その他の事項についても見直しを行いました。

今後も、法令の改正および企業内部の経済的事象の変化に応じて、十分に対応できるように見直してまいります。

◇川崎冷蔵株式会社

(7) 退職給与引当金の適切な会計処理の実施について

[指摘の要旨]

平成 17 年度末（平成 18 年 3 月末）現在、退職給与引当金は、10,538 千円となっており、全額を取り崩していくことにしている。

平成 17 年度末現在、職員に対する期末退職金要支給額は、54,833 千円ある。退職金は、あくまでも過去の労働に対する対価（過去勤務費用）である。

よって、退職給与引当金を計上されたい。

[措置の内容]

川崎冷蔵株式会社では、平成 18 年度（平成 19 年 3 月期末）において、退職給与引当金の不足額を一括計上し、改善を図りました。

(8) 納税引当金の適切な措置について

[指摘の要旨]

平成 17 年度末（平成 18 年 3 月 31 日）現在、納税引当金が 5,680 千円あるが、均等割額を除き法人税等の納付は発生していない。

よって、納税引当金は不要であるので、取り崩しをされたい。

[措置の内容]

川崎冷蔵株式会社では、平成 18 年度（平成 19 年 3 月期末）において、納税引当金を取り崩しを行い、改善を図りました。

(9) 賞与引当金の会計処理の実施について

[指摘の要旨]

川崎冷蔵は、賞与引当金を計上していない。

3 月 31 日現在、前年 12 月 1 日～当年 3 月 31 日までの期間に対応する 4 ヶ月相当分の潜在的債務が存在している。

平成 17 年度の決算においては、平成 18 年 6 月の賞与の支給総額は 9,409 千円であったので、その 4/6 相当額の 6,272 千円の未払債務があったことになる。

よって、今後、賞与引当金として必要な額を計上されたい。

[措置の内容]

川崎冷蔵株式会社では、平成 18 年度（平成 19 年 3 月期末）において、平成 19 年 6 月支給の賞与支給額の 4/6 相当額を計上し改善を図りました。

(10) 繰延資産に係る適切な会計処理と科目表示について

[指摘の要旨]

繰延資産について適切な会計処理（計上科目）が行われていなかった。計上科目が誤っていれば貸借対照表が正しい財政状態を示すことができず、また、償却計算にも影響を及ぼし、損益計算書が正しい経営成績を示すこともできなくなる。

よって、適切な会計処理並びに適切な科目表示を実施されたい。

[措置の内容]

川崎冷蔵株式会社では、平成 18 年度（平成 19 年 3 月期末）において、適正な会計処理と科目表示に改めました。

【監査テーマ：生活保護事業の事務の執行について】

1 生活保護費返還金個人別徴収簿の有効・適切な記録について

〔指摘の要旨〕

生活保護費の支給後、保護費の返還が行われることになった場合「生活保護費返還金個人別徴収簿（以下「徴収簿」という）」を作成し、返還状況を管理している。

徴収簿に必要事項を記載しているが、年度末まで（ア）返還金の発生額、（イ）収納された返還金額および（ウ）未収返還金額の把握が不十分であることが発見された。

債権管理の観点から、未収債権の残高を常時、把握することが必要である。一括返還の場合は、総合財務会計システムを活用し、残高管理を徹底するとともに、分割返還の場合は、返還予定・返還金額・未収返還金額の管理ができるようにシステムを連携する必要がある。

また、現行の徴収簿の様式では、押印欄も多数設けられていて、必要以上の事務手数がかかっているのが現状である。

よって、未収債権の残高管理を徹底するとともに、分割返還の管理ができるようにシステムを連携させ、適切に残高管理ができるように改善されたい。

また、管理者の管理（監視）を徹底化するとともに、事務上の手数を最小限に抑え、最大限の効果が期待できるような押印ルールを策定し、実施されたい。

〔措置の内容〕

福祉システムと財務会計システムの連携していない2つのシステムを利用しながら、債権管理を実施せざるを得ない状況があるため、双方のデータを出力したうえで簡単なツールを利用して、債権管理情報の統合や双方のデータの照合ができるよう平成19年度中に改善します。

また、今後、生活保護総体の在り方を見直すなかで、生活保護システムの再構築を行います。その中で財務会計システムとの、より効率的な連携と債権管理ができるシステムを構築します。

生活保護費個人別徴収簿の押印ルールについては、分割整理簿の記載も含め、平成19年度中に押印ルールを策定します。

2 生活保護に関連した不納欠損処理に対する適切な措置について

〔指摘の要旨〕

生活保護費の過払い等に関連した返還金・徴収金等の内容としては、過払いによる戻入金（返還金）と法第63条・法第77・78条関係の返還金・徴収金がある。

「納期限後の納付」に対しては「市税の例により延滞金を徴収する」としているが「やむを得ない事由がある場合には、延滞金を免除することができる」とも定めている。実際の措置としては、延滞金を課して納入させている事例はない。

よって、延滞金を納入させないことを判断した妥当性を証明できるようにしておくためにも、やむを得ない事由がある場合を調査し、証拠資料としての調書を作成・

備置しておかれない。

また、5年が経過し消滅時効が成立した時点で、不納欠損処理している現在の措置について、市の債権であるこれらの返還金・徴収金については、時効の中断をはじめとして「強制執行その他の必要な措置をとらなければならない」ともとされているが、収入・資産のない生活保護世帯であることから、分割納付の働きかけ等を積極的に実施し、時効成立を理由とする不納欠損処分を防ぐように努められたい。

[措置の内容]

全政令市における返還金にかかる延滞金の取扱いについて調査を実施したところ、延滞金の徴収及び延滞金の免除手続きを実施している都市はなかったことから、改めて延滞金の事務処理について検討を進めます。

消滅時効に伴う不納欠損処分の防止については、福祉事務所において実施方針を示して、分割納付願の徴取や催告へ取り組むよう指導しました。

また、福祉事務所長会議をはじめ、保護課長、保護係長等の会議においても債権の収納状況等について、周知していくとともに、経理担当者会議を定例的に開催し、債権管理マニュアルの見直しを実施するなかで、時効成立を理由とする不納欠損処分の防止に努めます。

3 不実の申請等の行為に対する罰則規定の適用等について

[指摘の要旨]

法第78条の定めによる徴収金は、比較的多額に発生している。

法第85条は不実の申請その他不正な手段により保護を受けた場合等においては「徴役または罰金に処する」と定めている。本条を適用するためには告訴・告発の手続きを必要とする。しかし、実際のところ法第78条に該当する者を告訴・告発したことはない。

よって、仮に法第78条の不実の申請その他不正な手段により保護を受けた場合等には該当するが、法第85条の不実の申請その他不正な手段により保護を受けた場合等には該当しないと判断して「未徴収者に関して告訴・告発をしなかった」ならば、その旨、その理由を明瞭に記録した調書を作成し、備置しておかれない。

また、少なくとも共同的とさえ思われる多人数の不正的行為もしくは常習的行為のような悪質なケースについては、告訴・告発するよう検討されたい。

[措置の内容]

法第78条を適用した場合は、すみやかに報告することとなっていますが、所定の様式には、法第85条についての記載欄等がないため、どのようなケースが告訴・告発に該当するか、他都市の状況等調査、検討したうえで、報告書式の体裁も含め、告訴・告発しない理由を記録した調書を作成・備置するよう改めます。

平成18年度の包括外部監査の結果に添えて提出された意見に対する対応状況

【監査テーマ：経済局の事務の執行、競輪事業および中央卸売市場事業の経営管理、出資法人（財団法人川崎市産業振興財団、川崎地下街株式会社、川崎冷蔵株式会社）の経営管理】

1 経済局の事務の執行

(1) 公正な競争入札による緑化センターの委託業者選定について

〔意見の要旨〕

緑化センターにおける農場作業の管理業務の委託にかかる競争入札において、過去5年間、同一業者が継続して落札しており、その上、落札率が99.9%と100%で落札している事実からみて、必ずしも公正な競争が行われているとは言えないものと判断される。

よって、業者選定等については、公正な競争入札が実施され、競争入札の本来の目的が果たされるように、一般競争入札を採用することなど、選定方法を改善されたい。

〔措置の内容〕

入札における競争性の向上を図るために、平成19年度は、前回、最高値の入札業者と、二番目に高値の入札業者を外し、新たに指名したことのない業者を入れた6社による指名競争入札を実施いたしました。

また、平成20年度に向けて、条件付一般競争入札の採用などについて検討を進めております。

(2) 公正な競争入札によるフルーツパークの委託業者選定について

〔意見の要旨〕

フルーツパークにおける農場作業の管理業務の委託にかかる競争入札において、過去5年間、同一業者が継続して落札しており、その上、落札率は毎年95%以上で、競争入札を実施する意味をなさず、必ずしも透明性の強い、かつ、公正な競争入札が実施されているとは言えないものと判断される。

よって、業者選定等については、公正な競争入札が実施され、競争入札の本来の目的が果たされるように、一般競争入札を採用することなど、選定方法を改善されたい。

〔措置の内容〕

入札における競争性の向上を図るために、平成19年度は、前回、最高値の入札業者と、二番目に高値の入札業者を外し、新たに指名したことのない業者を入れた7社による指名競争入札を実施いたしました。

また、平成20年度に向けて、条件付一般競争入札の採用などについて検討を進めております。

(3) ライフサイエンス等推進事業の効果ある施策について

〔意見の要旨〕

平成 16 年 2 月になって「東京圏ゲノム科学連携会議」において「東京圏におけるゲノム科学国際拠点形成プロジェクト基本構想」が打ち出された。そこではプロジェクトの拠点を川崎臨海部において展開することとされていた。

川崎市は、平成 16 年度、17 年度に財団法人地方自治研究機構に委託して、この構想の可能性・将来性等について調査研究を実施している。委託料は平成 16 年度 9,975 千円、平成 17 年度 9,922 千円となっている。

しかし、川崎市が委託した調査報告書では、「日本の治験コストが高い、治験が海外に流出している」など幾つかの問題点が指摘されている。

よって、指摘内容を検討し、メリット・デメリットを比較考量し、確実にメリット（事業の成果）が出てくると評価できない場合には廃止するなり、極力縮小していくことを検討されたい。

[措置の内容]

本事業について、外部委託調査や庁内検討会により検討を進めてきた結果、ゲノム科学国際拠点形成プロジェクトを川崎臨海部に展開することについては、本市の健康・福祉施策や臨海部再生施策の方向とも合致するうえ、副作用のない医療をもたらすために不可欠な国家的プロジェクト事業であると考えていることから、今後とも国の動向など引続き注視してまいります。

(4) 川崎光のメモリアル事業の有効性と事後評価の実施について

[意見の要旨]

光のメモリアル事業に関し、民間業者から写真の掲載を含めた報告書の提出があるものの、それに対して「市としてどのように評価したのかという事後評価」はまったく行われていない。また、市民に対するアンケート調査も実施していない。したがって、本件事業に対する市民の満足度や有用性等の評価を実施していない。光のメモリアル事業は平成 18 年度で終わりとされているが、このような事業を行う場合には、以上の諸点を反省して、改善していくべきであるとする。

よって、市の事業として市民の税金を投入して行う以上、事業主体である市自身による「事前評価と事後評価」を実施すべきであり、そのためにも、事業評価をすべき評点を列举、整理した上で実施すべきであったと考えるので、今後、同様の案件が発生し、継続するような場合、評価を実施するとともに、その後の事業の改善に役立てられたい。

[措置の内容]

光のメモリアル事業のようなイメージアップ事業の実施にあたっては、市民満足度等のモニタリングなどから事業効果を検証し、その結果を反映させることにより、今後の事業を改善してまいります。

(5) 「川崎ものづくりブランド」事業の積極的な PR 活動について

[意見の要旨]

川崎ものづくりブランドの応募件数は、全 2 回を合計しても 15 件に過ぎないが、認定件数は合計で 13 件である。

川崎ものづくりブランド事業の方針として、1 回につき概ね 10 件の製品を認定するとのことであるとしても、現状のように、申請のあった製品のほぼすべて

が認定されるという事態は、川崎ものづくりブランド認定製品の質に疑問を生じさせ、同ブランドに対する社会的評価を低下させることになりかねない。

川崎ものづくりブランドの水準を維持し、社会的評価を得ることと、1回につき概ね10件の製品を認定するという方針を実現するためには、応募件数を現在よりも大幅に増加させることが不可欠である。

よって、これまで以上に実効性のある川崎ものづくりブランド事業とするためにも、広範囲かつ積極的なPR活動を実施されたい。

[措置の内容]

ブランド水準を維持し社会的評価を得ること等の方針を実現するため、平成18年度の募集にあたっては、産業振興財団・商工会議所等の協力を得て、従来の見本市出展以外に、地元金融機関主催のビジネスフェアを活用し、川崎市と商工会議所ブースでブランド認定製品のパンフを配布するとともに、工業団体に応募の呼びかけを行い、また、産業振興会館、商工会議所におけるブランド認定製品の常設展示やテレビやラジオを通じて、ブランド認定製品の紹介を行うなど応募件数の増加に向けた取組を積極的に展開し、その結果応募件数は11件に増加し、このうちブランド認定された製品は8製品となりました。

今後、広範囲かつ積極的なPR活動に努めてまいります。

- (6) 「川崎ものづくりブランド推進協議会設置要領」における規定（委員の任期）の不明瞭性・不備の改善について

[意見の要旨]

川崎ものづくりブランド企画委員会・認定委員会の委員等の任期に関しては、再任の有無が設けられていない。他方、川崎ものづくりブランド推進協議会の委員の再任は妨げないと明記されている。

企画委員会・認定委員会と推進協議会とにおいては、一部の委員が重複していることもあって、一方において再任の途が開かれているにもかかわらず、他方で任期切れとなり、再任できないという事態が起こりうることにもなる。

また、認定委員には、高度な専門性・公平性等が要求されるので、短期間（2年間）に委員が全員交替すると一定の標準的尺度（評価の水準）を維持した審査方法並びに適用基準の継続性を図れないという欠陥が生じる。

よって、委員が交替しても半数程度の委員が残留して認定に従事できるように要領の改正を検討されたい。

また、現状の定めでは、必要にして有用な人材を失うことにもなってくる可能性があるため、このようなことを避けるためにも、要領の規定に整合性を持たせるように改正されたい。

さらに「公平性等の維持」の視点から特定のブランド品の評価において、特別な利害関係のある認定委員を排除するなど具体的な規定を加えることを検討されたい。

[措置の内容]

評価水準の継続性の観点から「川崎ものづくりブランド推進協議会設置要領」の改正を企画委員会に諮り、承認されましたので、平成19年度中に推進協議会に諮り次のとおり改正を行います。

- ・ 企画委員会・認定委員会の委員の任期について「再任を妨げない」旨の規定の追加
 - ・ 認定委員の任期を最長 6 年までとする規定の追加
 - ・ 特別な利害関係のある認定委員の排除規定の追加
- (7) 「川崎ものづくりブランド」の認定基準について

[意見の要旨]

川崎ものづくりブランドの認定基準としては、製品力、技術力の他に、販売実績・シェア、経営の安定性等を考慮することになっている。一般に販売実績等の乏しい新規事業者による事業も支援するためには、同事業者の工業製品に対する期待値についても考慮すべきである

川崎市における中小企業の多くは、国際競争力のある大手企業の下請けとして輸送機械、電子機器、金属製品、精密機械など多岐の分野にわたり事業を展開している。これらの企業のほか、これらに続く企業の育成を支援する形で運営していくべきである。

よって、川崎ものづくりブランドの認定基準としては、販売実績・シェア、経営の安定といった評価項目だけではなく、工業製品に対する期待値についての評価を明記するほか、新規の起業者並びに独創性ある製品を作っている企業の育成を支援する形で運営されたい。

[措置の内容]

平成 18 年度の認定 8 製品のうち 3 製品については、市内インキュベート施設入居社企業の製品で販売実績が乏しい新規事業者ではありましたが、製品の独自性、先進性、将来性等が評価された認定となっております。

今後とも新規の起業者や独創性ある製品を作っている企業の育成を支援する形で運営してまいります。

- (8) KBIC インキュベーション事業の成果還元について

[意見の要旨]

かわさき新産業創造センター（以下「KBIC」という）では、平成 15 年度からベンチャー企業の創業・成長支援を行うインキュベーション事業が行われている。

KBIC が行っている手厚い起業支援は、入居企業の事業拡大や企業化を通じて、新事業の創出、雇用機会の拡大を図ることに目的がある。3 年間の事業の成果を振り返ると、成長して手狭になったため退去した企業は 2 社のみである。この成長による退出企業 2 社は、渋谷区と相模原市に移転しており、川崎市内に定着していない。

現状から判断すると、成長した企業の受け皿が整備されていないために、他の地域に転出しているのが実情である。その結果、仮に、成長した企業が多額の法人住民税を納税し、多数の雇用を創出するようになっても、川崎市はその恩恵を得ることはできない、ということになる。

よって、川崎市は、KBIC 入居企業が成長した場合の果実を受け取ることができる仕組みを検討し、確実に実行されたい。

[措置の内容]

KBIC においては、平成 19 年度からインキュベーションマネージャーを増員し、

入居企業への成長支援とあわせ、平成20年度の第1期入居企業の卒業時期を意識し、KSPやTHINKとも連携を密にしながら、市内空きオフィス等の情報提供・仲介等に注力しています。

さらに、市内の産業立地動向を見据えつつ、卒業企業の市内定着を促進する施策の検討を進めています。

(9) 都市型農業の現状を踏まえた重点的施策の実施について

[意見の要旨]

川崎市は、都市型農業の現状を踏まえ「かわさき農産物ブランド」を育成していくものとし、また、担い手の育成、農業従事者の経営の安定の確保という施策目標を掲げている。しかし「かわさき農産物ブランド」としての農産物が必ずしも十分に育成されているわけではなく、また、たとえば、ごく一部の人たちにしか知られていない「多摩川ナシ」についても、その知名度の向上が必要であるといえる。

よって、今後、以下の諸点に重点をおいた施策を実行されるよう計画化されたい。

- ① 農業従事者の意欲的な取り組みを支援する観点から、補助事業を見直すこと
- ② 担い手としての農業従事者の「経営の安定」をめざす認定農業者制度を広くPR・普及するとともにその目的達成に向けた具体的な施策を明らかにすること
- ③ 学校給食への地場産農産物の供給など市民・消費者のニーズに積極的に応えることができる農業従事者を育成するなど、営農意欲のある農家の経営力強化のための支援を拡充していくこと
- ④ 新しい品種や栽培技術を開発し、付加価値のある「かわさき農産物ブランド」としての農産物の需要創出を図ること。

[措置の内容]

本市農業の現状を踏まえた農業振興策として平成17年3月に策定した「かわさき『農』の新生プラン」に基づく施策を推進するため、市民、農業者、関係団体・機関等の代表15名で構成する「かわさき『農』の新生プラン推進会議」を設置し、ここでの討議を踏まえ担い手育成事業や地産地消推進事業を展開していることから、意見について、順次施策に反映させてまいります。

また、農業技術支援機能等の強化を図るため、平成20年4月に農業技術支援センターを発足させます。さらには、農業者、セレサ川崎農業協同組合、神奈川県農業技術センター等と連携し「(仮称)農業技術研究連絡会」を設置し、農業者の要望や経営実態を踏まえた農産物の生産に係る技術情報の交換等を行い、消費者ニーズに合った地域農産物の掘り起こしを行うとともに、新たな品種の開発・普及など付加価値のある農産物の定着を目指してまいります。

(10) 少額補助金の整理統合（廃止を含む）およびコスト意識を持った交付のあり方について

[意見の要旨]

川崎市は、出荷推進対策事業として市内産の野菜および花きを市民へ供給する

ため、川崎市中央卸売市場への出荷促進を図るとともに、変動の激しい生鮮野菜の価格安定のための事業を行っている。内容を調査すると 34 件の出荷件数が報告されているが、出荷額が 10,000 円以下のものが 3 件ある。この 3 件に対しては、出荷奨励金はない。そして、出荷奨励金額が 20,000 円以下のものが 9 件ある。

また、農業用施設等特別奨励事業に関連しては「都市農業の推進」と「農地の保全」を図ることを目的とし奨励金を交付している。

この事業においても少額（20,000 円以下）の奨励金が奨励金（生産緑地・市街化調整区域）14 件と奨励金（宅地化農地）11 件に支払われている。

農家や市場の事務処理（執務コスト）並びに農協と市の担当者の審査・申請・支払い（交付「市」と配布「農協」）に必要とされる事務処理（執務コスト）を考慮すると、かえって補助金よりも事務処理コストのほうが上回っている可能性があると思われる。

よって、少額の補助金等について受領者の満足度等並びに事務処理コストをも考慮した費用対効果を評価し、とくに少額（たとえば 20,000 円以下）の補助金については廃止するなど、事務の効率化を図りたい。

[措置の内容]

出荷推進対策事業補助金・奨励金は、各出荷組合等においてダンボール箱等流通資材購入経費に充当され、小規模な販売農家も含めた多くの農業者の営農意欲を喚起しており、農業用施設等特別奨励金については、農業用施設等に係る固定資産税の一定額を助成・補填するものですが、これは、同施設の税負担を、農業の再生産性に基づき算出される農地課税並みとする目的で実施しています。

したがって、意見の費用対効果を含めた事務の効率化については、主に事務コストの削減について取り組んでまいりました。

具体的には、平成 17 年度まで四半期ごと（4 回）に実施していた出荷推進対策事業支出事務を平成 18 年度から半期ごと（2 回）に改めました。さらに、平成 20 年度から全期ごと（1 回）のとりまとめとすることで J A 等関係団体との調整を行っています。また、農業用施設等特別奨励金については添付書類としている固定資産税課税証明書（有料）に代え、固定資産税・都市計画税課税明細書（無料）の写しも可とするなどの見直しを図ります。

(11) 公衆浴場経営安定等補助金の効果を見据えた支給について

[意見の要旨]

平成 17 年度の川崎市公衆浴場経営安定等補助金のうち経営状態の良し悪しにかかわらず一営業者に対して一律に 108 千円を交付している経営安定補助金は、その目的とする「経営の安定化」の観点からみて存在意義は低いものとする。

行政の補助金支給のあり方として、将来の自立を促す支援にシフトする傾向にあり、ことに経済局の補助金としては、(ア) 自立支援、(イ) 将来の雇用創出、(ウ) 税収確保の観点から行われるべきであるとする。

よって、見直しされることもなく、継続的に支給され既得権化している従来の経営安定補助金の支給については、経営の安定という本来の目的に立ち戻って、固定

資産税の減免を含めて再考されたい。

[措置の内容]

公衆浴場経営安定等補助金については、県内他都市の補助金の支給状況及び固定資産税の減免状況を調査し、見直しに向けて検討を進めるとともに、川崎浴場組合連合会に対し検討状況を説明してきました。今後も公衆浴場の経営安定への効果的な支援のあり方について検討を進めます。

- (12) 川崎市商店街共同施設補助金と駐車場施設・駐輪場施設等の補助金の有効な活用について

[意見の要旨]

「川崎市商店街共同施設補助金交付要綱」（以下「補助金要綱」という）の第1条によれば、川崎市の商店街が行う共同施設等の整備事業に対して、補助金を交付することによって商店街の振興育成を図ることが「補助事業」の目的である。

ただし、基本補助率（25%以内）よりも高い補助率（30%以内）「川崎市30%以内、神奈川県30%以内、合計60%以内の補助率」によって優遇されている駐車場施設・駐輪場施設等に対しては、補助金申請の実績がなく、まったく利用されていない。

よって、商店街の振興育成を図ることを目的とした、商店街の利便性向上施設としての駐車場・駐輪場施設の設置については、補助制度のPR等を積極的に実施して、この補助事業の効果が発揮できるよう、川崎市として積極的に取り組まれない。

[措置の内容]

商店街の利便性向上施設としての駐車場・駐輪場施設の設置についての補助制度のPRにつきましては、毎年7月に開催しております補助制度説明会を平成19年度から2会場で実施いたしました。また、チラシを作成し、説明会や商店街ヒアリングなどで補助率など具体的な説明を行い、積極的にPRいたしました。

- (13) 川崎市産学共同研究開発プロジェクト補助金制度における補助金交付の適切な措置について

[意見の要旨]

川崎市産学共同研究開発プロジェクト補助金は、川崎市における中小企業等の研究開発力の向上を図り、新産業の創出を促進することを目的としている。このため、その補助を受けるための要件として、幾つかの事項が定められている。

しかし、旧川崎市産学共同研究開発プロジェクト補助金交付要綱は、補助金の交付対象事業者の要件として「事業所の所在を川崎市にあること」と定めていただけで、「川崎市内で補助対象事業を行うこと」までを要求していなかった。そのため、事務所の使用実態がない事業者に対して補助金を支払ってしまったケースがある。その後、補助対象事業を市内の事業所で行う者であることが、補助金の交付要件（改正）となっている。

しかし、補助金の交付に当たっては、補助対象事業を市内の事業所で行う者であることだけでは足りず「補助対象事業の実態を確認すること」まで必要なことと考える。

よって、川崎市産学共同研究開発プロジェクト補助金制度における補助金の交付

についてより適切な措置をとられたい。

[措置の内容]

これまで川崎市産学共同研究開発プロジェクト補助金の交付については、補助金交付決定後に補助対象事業の進捗状況等の調査・確認を行ってまいりましたが、指摘を踏まえ、平成 19 年 10 月 19 日付けで要綱を改正し、必要に応じては、補助金交付決定を行う際に補助対象事業の実態確認等を実施できるよう改善しました。

(14) 生活コア商業活性化事業補助に関する事後評価の実施について

[意見の要旨]

継続して生活コア商業活性化事業補助金を活用している商店街が多くを占めているが、事業の事後評価としては事業実施後に事業団体から提出される報告書に、事業団体の事業効果を記載させているものの、地域の活性化の貢献度合いについては、事後評価を実施していないのが現状である。

よって、当該補助事業が「地域の活性化を図ることを目的」としている以上、特に継続的に補助を受けている商店街については、単なるイベント補助になることのないよう、参加した地域住民にアンケートを実施する等による、事後評価を実施されたい。

また、平成 17 年度の商店街数は 265 団体であるが、イベント事業に関する補助金を受けたのは、全体の 14.7%であり、より多くの商店街が利用できるように PR されたい。

[措置の内容]

事後評価の実施については、平成 19 年度からイベント事業の運用基準を改正し、地域活性化の観点から、来街者の意見を反映してイベントを効果的に実施するために、当該事業補助を 2 年以上継続して受けている商店街は、イベント参加者に対して 30 人以上のアンケートを実施することとしました。

また、当該事業については積極的に活用してもらえよう、毎年 7 月に開催する補助制度説明会を平成 19 年度から 2 会場で実施することとしました。加えて、利用し易い事業とするため平成 20 年度から提出書類の一部を簡略化します。さらに、今後は職員が商店街を訪問する際や会合に出席する際などにも積極的に事業活用方法を説明してまいります。

(15) 川崎市観光協会連合会補助金の適正な交付について

[意見の要旨]

平成 17 年度において、川崎市観光協会連合会が協賛した浮世絵名品展 in ワシントン DC およびボルチモア市等交流事業として特別に実施された観光事業については、予算執行伺いの段階で具体的な事業内容を把握した資料の添付がないまま、補助金交付を決定しており、補助金の交付審査が厳正かつ適正に実施されているとはいいがたい。

よって、今後は、特別に実施される観光事業について、予算執行伺いの段階で具体的な事業内容を把握した上で、補助金の交付審査を厳正かつ適正に実施すべきである。

[措置の内容]

平成 18 年度から予算執行伺いの段階で具体的な事業内容を把握した上で補助金の交付審査を行うよう改善を図りました。

具体的には、登戸観光端末機設置に係わる観光・集客情報提供事業補助金について、平成 18 年度から設置・運営を開始するにあたり、事業内容を記載した補助金交付申請を受付け、補助金の交付審査を行うなど改善を図りました。

(16) マイコンシティ栗木地区立地促進助成金の時限的交付について

[意見の要旨]

マイコンシティ栗木地区立地促進助成の対象となったシャトルバスの助成(平成 17 年度の助成金は 7,700 千円)については、企業誘致がほぼ収束し、当該目的が達成されたものと考えられるため、今後は企業の自助努力によりシャトルバスを運行する方向で協議していく必要があるものとする。

よって、助成金の交付について、時限的な交付計画を立てられたい。

[措置の内容]

市有地への企業誘致が完了し、民間地権者所有地への企業立地も進んだことで、シャトルバス参加企業(利用人数)の増加と、これに伴う参加企業負担金の増加が予想されることから、現行の助成額を順次引き下げ、企業の自助努力でのシャトルバス運行に段階的に移行できるよう、平成 20 年度から関係団体と協議してまいります。

2 競輪事業および中央卸売市場事業の経営管理

◇ 競輪事業特別会計

(1) 競輪事業の経営(成績)状況のすう勢と健全な運営について

[意見の要旨]

平成 13 年度に 342 百万円あった差額(粗利)(対車券売上高比率 1.0%)が、平成 14 年度には 879 百万(同 2.3%)、そして、平成 15 年度には 761 百万円(同 2.2%)まで高まったものの、平成 16 年度には 61 百万円の赤字になり、平成 17 年度には 413 百万円(同 1.5%)にまでに赤字の額が大きくなっている。

競輪開催費の減少よりも車券売上高の減収のほうが 755 百万円も大きく減収となっていたため、大きな赤字となっているのが現状である。とくに競輪開催費のうちの主要な費用項目としては、日本自転車振興会等に対して行っている交付金等がある。

よって、一方においては、経費の削減策として、日本自転車振興会等に対する交付金等の支出について、これまでの単純な売上高比例制から収益構造の変化等を反映したものにするなど、負担の軽減を要請していくとともに、他方において収益の拡大策として、女性客の招待の実施あるいは家族連れによる来場を促し、社会に開かれた競輪場運営を行うなど経営体質の抜本的な改善を図られたい。

[措置の内容]

日本自転車振興会に対する交付金については、競輪施行者の事業環境の改善策として平成 19 年度より還付制度が設けられ、本市も還付申請を行う予定です。

また、収益の拡大策として、引き続きナイター競輪を実施し、昼間の就業者の来

場拡大を図るとともに、ナイトイベントの開催や、特別競輪を誘致するなど、新規来場者獲得に努め、経営体質の改善を図ってまいります。

(2) 競輪事業特別会計のより有用な計算書類の作成について

[意見の要旨]

競輪事業特別会計の歳入歳出は収支表として作成されているので、繰越金や基金からの繰り入れないし基金の積み立ての影響を取り除かなければ、単年度収支の実態を把握できない様式になっている。繰越金や基金の増減は、企業会計における株主資本等変動計算書に準じて、複式簿記と発生主義会計を導入した二段構えで歳入歳出計算書を作成すれば、どのような財政状態にあるのかわかりやすいことになる。

さらには、貸借対照表を作成し、資本的支出を資産計上し、減価償却することにより、公営企業としての適正な財政状態と経営成績を示すことが可能となる。

よって、複式簿記と発生主義会計を導入した経営管理目的用の会計数値を作成し、事業運営に有効活用されたい。

[措置の内容]

競輪事業特別会計において、複式簿記と発生主義会計を導入した会計数値を事業運営に活用することについて、競輪施行者の全国団体から示された競輪事業の会計基準案（発生主義会計方式を基本としている。）の内容を、既に発生主義会計を導入している他の公共団体の帳票等を活用し、当会計の数値と照らし合わせて検討を行うとともに、他の競輪事業実施施行者に対して、導入の実態調査を行うなど、平成19年度末を目途に検討を進めています。

(3) 川崎競輪業務における一部委託の入札・契約の望ましいあり方について

[意見の要旨]

「川崎競輪業務一部委託」は、大きく分けると（ア）川崎競輪の広告・宣伝業務と（イ）川崎競輪開催日の補助業務に分類される。

異なる業務を委託する場合、異なる業種の組織（事業者）に入札させるべきである。異なる業務を一括して委託することは、業者選定上、容易であるかもしれないが、特定化・既得権化する危険性が高いからである。まして、「競輪の実施事務」を委託しなければならない「南関東自転車競技会」に副次的業務（とりわけ広告・宣伝業務）も委託すれば、癒着的委託（あるいは従属的委託）であるとみなされるリスクがある。

よって、（イ）競輪開催日の補助業務（とりわけ初心者ガイダンス、苦情処理）には専門性が要求されるので、「南関東自転車競技会」に委託しても不都合がないとしても、（ア）広告・宣伝業務は特段の専門性が要求されると認められないので、競争性を導入した入札が実施され、競争入札の本来の目的が果たされるよう選定方法を改善されたい。

[措置の内容]

川崎競輪業務一部委託については、平成19年度の契約から、（ア）川崎競輪の広告・宣伝業務と（イ）競輪開催日の補助業務を分け、一般競争入札により執行しました。

(4) 民間業者に対する警備委託契約（業務範囲と費用計算）の適切性確保について

[意見の要旨]

川崎競輪開催に伴う警備業務は、民間業者に委託されている。これまで当該業務に関する入札は、指名競争入札により行われており、見積書を提出させている。現状、通常の警備時間は9時00分から17時00分であり、その場合の1日当たりの費用を入札書として提出させ、最も低い入札価格を提示した業者を、落札者として決定している。

現在の手続き上、残業時間の単価や特殊勤務手当単価（現金輸送等）が業者から明らかになるのは、契約時になってからであり、一年間の警備業務全体に対する予定費用は、その際初めて明らかになる。そして、上記落札者と、そのまま言い値で契約している。この契約手続きでは、一年間の警備業務総額で見た場合、二番札以降の業者の方に委託した方が実際は安かった、という可能性を排除できない仕組みである。

よって、入札時に、残業や特殊勤務も含めた年間の業務全体の費用見積の提出を求め、年間の全体費用において最低価格を提示した業者を、落札者として決定できる仕組みを構築されたい。

[措置の内容]

川崎競輪開催に伴う警備業務については、平成19年度の契約から1日の勤務時間数及び時間外勤務の時間数、各部署の配置人員数等を明確にした入札金額積算書により、総額の入札金額を入札価格として提出させて入札を行うよう改善しました。

◇ 中央卸売市場事業特別会計

(5) 中央卸売市場南部市場の経営改善と将来の方向性について

[意見の要旨]

南部市場は、平成17年度までの5年間（合計額）で、使用料等の歳入額が865,286千円で、事業費が1,934,757千円になっているため、差引事業損益は1,069,471千円の赤字となっている。

南部市場が川崎市民に対して「よい食材を提供するという意義は重要である」としても、これ程までの多額の資金を将来に向かって継続して投資（抛出）していくべきではないと考える。

農林水産省が、平成16年10月、「第8次卸売市場整備基本方針」を公表し、「再編基準により南部市場を、再編すべき中央卸売市場として位置付けた」ことを受けて、川崎市中央卸売市場開設運営協議会は、平成18年2月8日、公設・公営の地方卸売市場への転換を主体とする「川崎市中央卸売市場南部市場の今後のあり方」に関する答申書を川崎市長に提出している。これを受けて、川崎市は「南部市場の存続を基調とする地方卸売市場への転換を選択」するにいたった。

よって、しばらくの間は、公設・公営の地方卸売市場として運営していくものとしても、5年程度の期間を見て、大きな改善（マイナスの収支差額の圧縮）が見込まれないときには①「北部市場に統合する」なり、②「公設・民営の地方卸売市場」としての運営、あるいは、③「指定管理者制度の導入」による民間委託等を検討されたい。

[措置の内容]

南部市場は、地方卸売市場への転換により、卸、仲卸業者などの市場関係者にとって、中央卸売市場と比べ、緩やかな取引規制となったことから、より自由度が増すことによる市場の活性化が期待されるところです。

本市も業務指導における事務軽減や管理運営面の見直しにより、市場運営体制を19名から14名にスリム化し、経費縮減を図りました。また、施設使用料については、駐車場使用料を本年4月1日から約52%引き上げるとともに食の安全・安心に配慮した再整備を計画しており、施設の改修に合わせ施設使用料の見直しを図る等、市場会計の改善にも努めております。

今後の管理運営については、施設の再整備にあわせ指定管理者制度など、民間活力の導入を検討し、運営体制のスリム化を図ってまいります。

(6) 中央卸売市場北部市場における「設備保守管理業務」その他の委託契約等に関連した適切な措置について

[意見の要旨]

中央卸売市場北部市場における「設備保守管理業務」その他の委託契約の状況は、5年間、落札比率は100%もしくはほぼ100%であり、また、落札業者は3つの案件（業務委託契約）で、各々において、いずれも同一の業者が落札している。

市民の税金を財源に実施している行政には、透明性、入札の競争性等が求められているものとする。

よって、公正な競争入札が実施され、競争入札本来の目的が果たされるよう業者選定等について改善されたい。

[措置の内容]

公正な競争入札を実施するため川崎市契約規則で規定する業者選定数を確保するとともに、毎回、指名業者の入替えも行ってきました。

平成19年度からは、前回の入札で高値の札を入れた2業者を指名から外すなどの方法により、一層の競争性の向上に努めています。

(7) 施設使用料等に関連した滞納金の適切な管理等について

[意見の要旨]

北部市場における施設利用料等の滞納金は、平成18年7月31日現在、1件があるのみである。

4月分と6月分は、先方の銀行預金残高が不足しているため自動引落しができなかったものである。5月分は自動引落しができたため滞納金は発生していない。

4月分については、5月15日に請求（督促通知状の発送）を行っている。発送は1回限りである。

未回収の場合、原則として延滞金が毎日変わる（金額が増額する）ために、毎月、月末に締める必要がある。

よって、毎月、請求書を発送するように改善されたい。

[措置の内容]

平成18年9月から毎月督促状を発送するよう改善しました。

(8) 青果市場における温度管理による品質保持の必要性について

[意見の要旨]

最近は、消費者による「食」に対する姿勢が、大きく変わってきた。

青果の売り場および荷さばき場の温度を下げたり、商品を低温保管できる設備を導入する卸売市場が首都圏で増えてきた。新鮮な青果を消費者に届けるためである。

川崎市北部市場には、低温施設があるにしても小規模で十分な広さを持つ施設になっていない。時には、ほぼ1日中常温のまま置かれていることもある。

消費者の食の「安全・安心・美味しさ」に対する関心が高まってきている。

よって、北部市場でも、他の市場との競争に勝つこと並びに消費者の関心（期待）に応えられるように、低温施設の設置等を検討されたい。

[措置の内容]

「食の安全・安心」に向けた青果部の低温施設については、開設者、卸売業者が一定規模の低温施設を設置してきましたが、平成19～20年度に検討・策定する「北部市場中長期プラン」のなかで「安全・安心な生鮮食料品の安定供給」に欠かせないコールドチェーン化の一つの要素として検討を進めます。

(9) 北部市場における軽易工事の透明性ある請負契約の締結について

[意見の要旨]

北部市場における軽易工事の具体的な指示は、業者に対する現場での指示のみで見積りのための特定の仕様書等（たとえば、川崎市の指定様式）は、特に設けていない。その上、工事依頼書等の記録をとっていないのが現状である。

それにもかかわらず、ほとんどの工事の見積りにおいて選定2者の見積書の内容が一字一句同じで、金額のみがわずかに違うという現状が確認できた。ある契約においては、1者の見積書フォームとまったく同じものを、他の1者も使用しているケースが見受けられた。

よって、公正な業務遂行のためにも川崎市の指定様式を作成して利用させるなど、透明性と競争性が確保できる仕組みを構築されたい。

また、業者選定に当たっては、近場の業者および慣れた業者を選定する傾向が見受けられるが、競争性を取り入れた契約方法を検討されたい。

[措置の内容]

北部市場では、軽易工事の業者選定にあたり、公正性、透明性、競争性の向上を図るため、次のような主旨の「取扱い基準」を定め、平成18年9月から、これにより軽易工事を執行しております。

- 1 業者の選定は、3者以上とし、競争性のある見積り合せを実施する。
- 2 特定の業者への偏った発注がないよう、「川崎市指名登録工事業者名簿」により、広く、多くの業者から選定し、公正を確保する。
- 3 工事発注にあたっては、工事の概要を示した様式を配付するなど、事前に工事の指示を行い、公正な業務執行を確保する。

(10) 仲卸業者の事業（会社経営）の活性化に向けた取り組み等について

[意見の要旨]

仲卸業者の多くが、とくに中小規模の業者は経営基盤が弱く、その事業の存続が問われているといわざるをえないと理解される。とくに、水産物部仲卸業者は、相対的に小規模的企業が多数で、しかも資金繰りが苦境にあるため、困難な企業経営

を強いられているといえる。

また、収益性が低く、生活基盤が不安定なうえ後継者に悩む小規模な事業者が比較的多く存在していることが伺われる現況の経済環境を考慮に入れると、今後は、競争を促し、経営基盤がしっかりとした事業者を育成していく必要があるものと考ええる。

そのためには、限界事業者の統合・合併等を勧めるとともに仲卸業者の新規参入を図るなど、積極的な競争原理を取り込み、卸売市場並びに仲卸業者ともに活性化し、収益を確保できるようにしていかなければならないものとする。

よって、北部市場の活性化のためにも、現在川崎市が諸施策を実施しているところではあるが、より一層、中小規模の仲卸業者の経営基盤を強化し、収益を確保できるような施策を、積極的に実施されたい。

[措置の内容]

平成 19～20 年度に検討・策定する「北部市場中長期プラン」の中で、仲卸業者の経営環境、業務運営状況を取り入れた環境整備を検討するとともに、仲卸業者に対しては、専門家による経営指導等を実施することにより経営基盤を強化し、市場の活性化を図ってまいります。

(11) 市場の適切な保守維持費用について

[意見の要旨]

川崎市中央卸売市場における平成 16 年度・平成 17 年度の歳入・歳出の概要、並びに歳入に占める繰入金の割合および運営費の「使用料・手数料・諸収入」に対する倍率は、以下のようになっている。

平成 17 年度の北部市場における運営費は使用料・手数料・諸収入の約 0.79 倍（平成 16 年は 0.86 倍）となっており、南部市場における同倍率は 2.03 倍（平成 16 年は 2.07 倍）と高い比率となっている。このため、市場全体で見た場合の同比率は、0.95 倍（平成 16 年度は 1.03 倍）となっている。また、歳入に占める繰入金の割合も、46%（平成 16 年度は 48%）と高い比率となっている。市場の健全な運営のためには、改善が必要である。

このような状況を改善するには、以下の 2 つの方法もしくはその併用が考えられる。

- ① 運営費を削減すること
- ② 使用料・手数料を引き上げること
- ③ ①と②の併用

維持管理費（職員の人件費を除く間接費）の使用料および手数料に対する割合を見ると北部市場の割合は、40%弱であるが、南部市場においては 50%前後となっている。収入の増加が望めない状況にあっては、さらに維持管理費の削減が必要になるものとする。南部市場における維持管理費のうち多額になっているのは、保守委託費および警備費である。

よって、市場の健全な運営のために、維持管理費の削減を図られたい。

[措置の内容]

南部市場は、平成 19 年度から概ね 4 年間の予定で施設の再整備を計画しており、

花き卸、仲卸棟及び関連棟を南側用地に移設集約し、残る他の施設も大規模な改修を実施していくことで、食の安全・安心に努めるとともに、そのなかで各施設の償却費、修繕費、損害保険料等を勘案した各施設使用料の見直しを実施します。また、平成19年4月1日から指定駐車場の使用料を約52%引き上げ運営の改善を図りました。

維持管理費については、毎年度業務を見直すことにより削減してきましたが、今後も見直しを行い保守管理費及び警備委託費等の削減に努めてまいります。

また、廃棄物処理については、平成18年度から一般廃棄物の処理負担割合を2分の1から3分の1へと引き下げ、産業廃棄物の処理負担割合についても、40%から30%へと引き下げて本市の負担を軽減しました。今後も引き続き関係者と協議を進めてまいります。

一方、北部市場においては、平成18年度から市の一般廃棄物及び産業廃棄物処理費負担割合を2分の1から3分の1へ引き下げて市の負担を縮減し、さらに平成19年度から産業廃棄物処理費負担金を全額事業者負担とし、市の負担を解消いたしました。

(12) 川崎市と川崎冷蔵との取引（支援）の明瞭化について

[意見の要旨]

冷蔵庫3号棟の土地代については無償となっている。川崎市が、川崎冷蔵に支援している金額の合計は、概ね年間約24,000千円となっている。

川崎市の行政上、市場事業が必要であるとして、その維持と運営のために、どれほどの財源（市税）を用途しているのか、川崎市民に対して説明責任を果たすためにも、より一層の情報開示が必要である。

よって、川崎市から川崎冷蔵に対して行っている支援について、明確にするとともに、情報の開示を進め、川崎市民が納得できるように説明責任を果たされたい。

[措置の内容]

市場事業は、毎日の生活に欠かすことのできない生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための卸売の拠点であり公益性が高く、その運営に必要な補完的施設等に対し支援を行っております。

支援の明瞭化については、文書の情報公開とともに、今後は、インターネットを活用し、支援額等を開示するなど改善を図ってまいります。

(13) 適切な取締役会のあり方について

[意見の要旨]

川崎冷蔵における平成18年7月末現在の役員の就任状況をみると、取締役7名のうち、1名は市のOBであり、1名は市の北部市場長である。また、川崎冷蔵が独自に任命した取締役は1名である。その他の取締役4名および監査役1名は、すべて市場の取引先である企業もしくは事業体の経営責任者もしくはそれに相当する者である。

したがって、議案によっては、川崎冷蔵および市と利害が相反する可能性がある。現実には市場の利用料（とくに値上げ）の審議事項においては、利害が相反することになる。利害が相反する場合は、特別利害関係人になり、取締役会に出席

できない（当該議案の審議に限って）ため、これらの関係者を除いて審議することが可能である。もし、特別利害関係人を除いたところで、値上げを可決したとしても、比較的多数の特別利害関係人が存在するような審議事項において、少数（在籍者の 50%以下の出席者となるような場合）の者による承認でよいのか、取締役会のあり方が問題になってくる。

これからの株式会社は、一定の社会的責任を果たしていかなければならないし、また、社外取締役は業務を執行する取締役に対して、有効な内部統制組織を構築しているか、等々のことについて、監視（取り締まるということ）していかなければならない。

よって、これらの要請に応えられる人材を選任するようにされたい。

[措置の内容]

今後の取締役会のあり方については、中立的第三者の観点から経営に参加する社外取締役の選任を含め、川崎冷蔵株式会社経営問題等検討委員会の中で検討した上で、川崎冷蔵㈱に対し改善に取り組むよう指導してまいります。

(14) 経営体質の強化並びに資本増強等の総合的な支援体制の構築について

[意見の要旨]

冷蔵庫 1 号棟および 2 号棟は、いずれも川崎市が所有している。これに対し、冷蔵庫 3 号棟は川崎冷蔵が所有している。これは川崎冷蔵の独立企業体としての成長を期待して、決定されたものであると説明を受けているが、過小資本の川崎冷蔵にとっては、荷が重かった。

川崎冷蔵は、川崎市が行う行政の一部を代行して実施しているが、実際のところ大きな負債を抱え厳しい経営状況となっている。冷蔵庫 3 号棟については、川崎冷蔵が所有しなければならない特段の理由はなく、冷蔵庫 1 号棟・2 号棟と同様、川崎市が所有して、川崎冷蔵に貸与する選択肢もあったと考える。川崎冷蔵を取り巻く諸問題は、北部市場の取扱高減少などと密接に関連していること、また、川崎市所有冷蔵庫の使用料設定などは川崎冷蔵と川崎市が利益相反の関係にあることなどを勘案すると、川崎冷蔵の経営改善策のみ単体で議論するより北部市場全体の施策の中で検討を進めた方が合理的だと考える。

よって、冷蔵庫 3 号棟について、川崎市が所有して、川崎冷蔵に貸与するなど、抜本的な経営改善策を検討し、確実に実施されたい。

[措置の内容]

川崎冷蔵㈱を取り巻く諸問題は、北部市場の取扱高などと密接に関連するものがあります。

平成 19～20 年度に検討・策定する「北部市場中長期プラン」を考慮しながら、川崎冷蔵株式会社経営問題等検討委員会において、北部市場全体の施策の中で抜本的な経営改善策を検討してまいります。

3 出資法人の経営管理

◇ 財団法人川崎市産業振興財団

(1) 機能しかつ活性化ある理事会および評議員会の運営の実施について

[意見の要旨]

過去 2 年間に理事会は、1 年に 3 回ずつ、計 6 回開催されているが、D 副理事長（平成 17 年 6 月 7 日現在）は、その内 4 回欠席（1 回は書面で議決）している。一方、過去 2 年間に評議員会は、計 5 回開催されているが、M 評議員（平成 17 年 6 月 7 日現在）は、その内 4 回欠席（欠席のうち 1 回は委任状提出）している。

このような状況（回数、議題の内容および出席状況）から判断して、理事会並びに評議委員会は必ずしも十分に機能しているとは言えない。

よって、理事会や評議員会を開催するに当たり、経営状況の報告（四半期ベースを含む）を含むほか、開催日の選定や各議員との日程調整を適切に行い、出席率の向上に努め、多忙により欠席が多い人が出てくるような時には、日程を改めるなどし、機能し活性化が図られる理事会等に改善を図られたい。

[措置の内容]

財団法人川崎市産業振興財団では、理事会や評議員会の日程について、出席率が向上するよう、開催日の日程調整を十分に行い実施するよう改善を図りました。

また、議事内容として四半期の経営状況を報告し、役員の見解を経営に反映するなど会議の活性化を図ります。

(2) 会館管理受託事業の経営管理責任のあり方について

[意見の要旨]

これまで会館管理受託事業がゼロ決算となっていたのは、実費補償契約（限度額の範囲内で、要した費用を全て支払うこと）となっているためである。したがって、経営努力によって、経費の節約を行ったとしても、産業振興財団に何等の利益も発生しないことになっていた。

平成 18 年度から指定管理者制度が導入されて、経営責任が発生することになった。しかし、平成 18 年度の本件事業「特別会計」の予算上の収入と支出はゼロ決算となっている。

よって、指定管理者制度の導入によって、経営努力の成果（事業利益）を享受できることになったので、今後は事業収支差額（事業利益）が出せるように努力されたい。

[措置の内容]

公益法人の事業は、基本的には収益を目的としない性格上、これまで決算では収益が出たとしても収支予算書では次期繰越収支差額をゼロとするのが基本的な考え方でした。

しかしながら、指定管理者制を導入したことから、財団法人川崎市産業振興財団では、平成 18 年度について経営努力等により事業利益を計上しました。

(3) 未収金の適切な回収管理について

[意見の要旨]

産業振興財団は産業振興会館 12 階の「かわさき夢オフィス『創房（そうほう）』」の事業スペースを起業家に賃貸している。この賃貸に伴う賃料の一部について 126,126 円の滞留が生じている。当該金額はすべて賃借人である A 氏および連帯保証人である B 氏に対するものである。

A氏およびB氏に対し督促（督促状の発送等）を実施しているが、両氏ともに連絡が取れない状態が継続しているが、産業振興財団は今後も時効成立までは督促を継続していくものとしている。

しかし、再三の督促状の送付等を行っているにも関わらず債務者A氏および連帯保証人B氏と連絡が取れない状況から両氏には返済能力はないものと推定でき、債権金額と督促状の発送等に係る金額との費用対効果を考えても、当該未収金に資産性は無いものとする。

また、産業振興財団として賃貸に係る滞留債権の処理規程が整備されていない。事業スペースの賃貸は基本事業の一部として実施しており、他の起業家においても、賃料債権が滞留する可能性がある。

よって、以上の状況から判断して、当該未収金は貸倒処理すべきものとするが、まず、貸倒引当金を未収金額と同額設定し、同時に賃貸に係る滞留債権の処理規程を整備したうえで処理されたい。

[措置の内容]

財団法人川崎市産業振興財団では、当該未収金について、平成19年1月に回収不能損失を計上し費用処理するとともに、滞留債権の処理に関して、平成19年2月に使用料等滞納整理要綱を制定し関連するマニュアル等を整備しました。

(4) 人材育成事業の市民に向けたより有効な方向性について

[意見の要旨]

川崎市は「中小企業をめぐる環境は大きく動いており、これに対応することのできる人材の育成が急務となっている。」として、人材育成事業に力を入れている。

現在、産業振興財団が行っている① コンピューター研修と② 語学研修のような事業は、民間企業でも行っているものであり、あえて行政の代行としての役目を負っている産業振興財団が主要な人材育成事業として行うべき程の事業としては考えられ難い。人材育成事業費は5年間で39,130千円の赤字となっている。

したがって、川崎市が行っている産業政策の一翼を担う産業振興財団としては、より必要性の高い、たとえば、技術の伝承や新技術の開発支援など、将来を見据えた「人材育成事業の内容」を検討する必要がある。

よって、産業振興財団は、このような社会的背景を十分に認識し、また、事業の必要性と川崎市の育成産業に考慮して、川崎市内の中小規模企業を中心とする商工業の継続的発展に資する人材の育成に重点をシフトして実施されたい。

[措置の内容]

財団法人川崎市産業振興財団では、コンピューター研修について、平成18年度からリース機器を更新しないことにより、順次事業を縮小していくこととしています。

また、将来を見据えた人材育成事業についても、中小企業のおかれている環境を踏まえ、中小企業経営者や従業員向けの幅広いニーズに対応した独自セミナーの充実と事業のPRに努めています。

(5) 川崎市産業振興会館およびかわさき新産業創造センターの業務委託契約について

[意見の要旨]

産業振興財団における会館管理の委託に関する契約は、産業振興財団の契約に関

する規程が川崎市の契約に関する規則を準用する以上、地方自治法第 234 条 が定めるように、原則は一般競争入札で行われるべきである。また、指名競争入札が選択される場合は、① それが選択される理由および② 各指名業者選択の理由を明確にして文書として残しておくべきである。

また、産業振興財団は、平成 18 年度から公の施設の指定管理者に選定されているが、施設管理業務の多くを再委託している状況では、指定管理者として効率的な執行体制を進めるうえで問題があると考ええる。

よって、産業振興会館の管理業務について、清掃業務以外の管理業務についても一括して委託せずに、個々に委託する方法も、すなわち、業務の内容に応じてコストを比較するなどして、業者を選定するなど業務委託契約のあり方を改善されたい。

また、KBIC センタービル管理業務委託についても同様に改善されたい。

[措置の内容]

財団法人川崎市産業振興財団では、産業振興会館及び新産業創造センターの管理業務について、平成 19 年度より業務の一部を委託することによって経費を縮減できるものは、分割して発注するよう改善いたしました。

また、選定方法についても、市登録業者から次の条件（文書化）により指名し入札により決定いたしました。

- ・安全の確保が図られること
- ・業務執行能力、業務実績等で信頼性が高いこと
- ・守秘義務を果たせること

◇ 川崎地下街株式会社

(6) 川崎地下街における新しい財務政策のあり方について

[意見の要旨]

本件事案については、以下のようにふたつの考え方があある。

(1) キャッシュ・フロー計算書の財務分析と財務政策のあり方について

キャッシュ・フロー計算書を読む場合、① 本業で獲得した資金（営業活動によるキャッシュ・フロー）を、② 将来の事業拡張のための投資（投資によるキャッシュ・フロー）に使い、③ 過不足資金の調整（財務活動によるキャッシュ・フロー）を行ったというように、資金の流れを分析する。

本業で稼得した余裕資金（プラスの営業活動によるキャッシュ・フロー）から、現在の事業を維持するために投資活動を行った後の資金（マイナスの投資活動によるキャッシュ・フロー）を差し引いた「フリー・キャッシュフロー」は、自由に使える資金の余裕度を示し、大きければ大きい程、積極的な事業展開が可能となり、企業価値も高くなる。平成 17 年度においてフリー・キャッシュフローは、544 百万円を計上することができた。

一般的には、フリー・キャッシュフローは、新規事業展開、自己資本の充実、有利息負債の返済、増配等に使われるものである。川崎地下街は、無利息融資等により市の支援を受けている。

よって、公共目的の見地から、公共地下歩道や公共地下駐車場の安心・安全・快適性を高めること等にキャッシュ・フローの一部を使用することを含め、より積極

的に社会(社会的責任の実行を含む)を見据えた財務政策のあり方を検討されたい。

(2) 公共地下駐車場整備資金の有効(経済性)な運用について

川崎市は、川崎地下街に対して公共地下駐車場整備資金を貸与(無利息融資)している。融資残高は平成18年3月31日現在4,248百万円である。他方において川崎地下街は平成17年までの5年間で2,159百万円の納税を行っている。

一定の条件のもとに仮計算を行うと川崎市は5年間で計算上の支払利息476百万円のほか、税金の支払い額194百万円、合計670百万円の経済的負担を行っていることになる。

よって、①川崎地下街が多額の納税会社となっていること、②他方において川崎市が融資している公共地下駐車場整備資金は、実態としては、川崎市民の納税額その他の財源を基にして貸与していることになっているという視点を考慮し、川崎地下街の今後の収支状況を踏まえて経済的な取引(施設の整備や補修を充実させるなどの節税策を含む)を図られたい。

川崎地下街として、このようにふたつの考え方(経営政策)を慎重に検討して、未来の望ましい地下街整備を計画されたい。

[措置の内容]

川崎アゼリア(旧川崎地下街)株式会社では、昭和61年10月の地下街開業以降、必要に応じて設備の更新・補修等を実施してきており、公共目的の見地から、市民の皆様やお客様に対して公共地下歩道や公共地下駐車場の安心・安全・快適性を高めること等に努めております。

また、平成17年度以降についても、経年劣化に伴う主要設備の更新及び省エネルギー(CO2削減)化・施設のバリアフリー化などの社会的ニーズに応えるべくキャッシュ・フローの一部を使用しております。

今後も、長期的な視点(収支状況等)を踏まえて、安心・安全・快適な公共地下歩道や公共地下駐車場等の地下街施設を提供していけるように、キャッシュ・フローの一部を有効に活用して施設・設備の整備や補修を充実させていきたいと考えております。

(7) 現金および現金等に関する帳票(票)に対する有効な作成と管理について

[意見の要旨]

現金・預金等については、企業の内部統制の一環として、現業部署の責任者から決算日ごとに「現金等保管(預り金)報告書」を作成して本社経理部に提出するべきものとする。

しかし、川崎地下街では、会計監査人の監査の折、監査人立会の上、担当者が現金を実査し「現金実査書」を作成して、監査人に提出することになっている。

現状における手続は、企業の内部統制の有効性の確保もしくは維持の必要性から行っているものとは認められない。

よって、有効に内部統制が機能するように、現業部署の管理者から提出を受けた「現金等保管(預り金)報告書」を現金勘定明細書と容易に照合可能な状況にして整理保管しておかれたい。

[措置の内容]

川崎アゼリア（旧川崎地下街）株式会社では、平成 18 年度決算手続きにおいて、有効に内部統制が機能するように、現業部署の管理者から本社経理部に「現金等残高報告書（平成 19 年 3 月帳票制定）」を提出することとし、現金等の管理及び責任の所在の明確化を図り、提出を受けた「現金等残高報告書」を現金勘定明細書と容易に照合可能な状況にして整理保管するよう改善を図りました。

平成18年度の包括外部監査の結果に添えて提出された意見に対する対応状況

【監査テーマ：生活保護事業の事務の執行について】

1 福祉事務所

(1) 保護世帯（ケース）の格付と訪問数の計画実績管理について

〔意見の要旨〕

川崎市生活保護施行事務運営実施方針によると、保護世帯（ケース）の格付けは、次のようになっている。

- ① 保護世帯 A ランク 1 ヶ月に 1 回以上訪問
- ② 保護世帯 B ランク 3 ヶ月に 1 回以上訪問
- ③ 保護世帯 C ランク 6 ヶ月に 1 回以上訪問
- ④ 保護世帯 D ランク 12 ヶ月に 1 回以上訪問

上記の分類基準ごとの計画と実績を比較した一覧表は、次の(表)のとおりである。

(表) ケースワーカーの世帯訪問活動状況一覧表

		A	B	C	D
平成 16 年 8 月 1 日現在	過去 1 年間の 訪問計画数	1,833	4,836	840	141
	過去 1 年間の 訪問実績数	1,262	3,590	690	115
	計画に対する 達成率	69%	74%	82%	82%
平成 17 年 5 月 1 日現在	過去 1 年間の 訪問計画数	2,461	4,477	1,092	183
	過去 1 年間の 訪問実績数	1,958	4,009	1,022	161
	計画に対する 達成率	80%	90%	94%	88%
平成 18 年 4 月 1 日現在	過去 1 年間の 訪問計画数	2,112	4,827	1,420	163
	過去 1 年間の 訪問実績数	1,709	4,641	1,427	109
	計画に対する 達成率	81%	96%	100%	67%

A ランク世帯の計画に対する実績が悪いのは、稼働能力があるにもかかわらず働いていないなど、問題のある世帯が A ランクの世帯に多いという要因がある。

ケースワーカーは、訪問の便宜から基本的に地区別に担当を決められており、A ランク世帯の多い地区を割り当てられれば、要訪問回数を達成できないことになる。

D ランク世帯訪問実績が悪化したのは、やはりひとりのケースワーカーの受け持ち世帯に偏りがあるためである。

よって、とくに D ランク関係に関しては、個別の訪問実績一覧表を作成して、2 年以上の間、訪問していない世帯が発生しないように管理されたい。

また、訪問実績が訪問計画と乖離する状況が続くのであれば、訪問計画が達成できるように、各ケースワーカーの受け持ちケースのデータを取り、ケースの割り振りを変更するなど対応されたい。

[措置の内容]

訪問調査は生活保護業務の根幹をなすものでありますので、今までもパトロール指導及び監査にて適正に実施がされているか確認し是正指示をしてきたところです。

平成 19 年度、高津・宮前福祉事務所については、地区担当員の訪問計画状況表と査察指導員の査察指導台帳との情報の連携及び有効な活用方法を指導しました。

また、入院・入所者である D ランクについては、一覧表を作成し、訪問漏れをなくすべく訪問管理を徹底するように指導を行いました。今後は、その中でも訪問計画と実績が乖離している状況が続いているものがある場合には、各実施機関に対して、原因の分析及びその対応策を講じるよう指導してまいります。

なお訪問状況の的確な把握が出来るようにシステムの再構築に際しての対応も検討しております。

(2) 行政手続上の定めのない前貸金の慣例の見直しについて

[意見の要旨]

生活保護法第 24 条により、要保護者は、保護申請を行ってから 14 日以内に通知決定を受け取ることができるが、逆に最大 14 日間は待たされる可能性がある。申請者の中には、生活費の持ち合わせが全くない困窮者もおり、現場のケースワーカーが対応に苦慮している場合がある。

高津福祉事務所では、このような場合に対処するため、課長クラスの管理者が個人的な資金（3 万円程度）を拠出して、プールしておき、生活保護費を受領するまでの間の生活費として、1 件 3,000 円程度の前貸金を申請者に現金で貸し付けているケースがあった。その後、申請者が生活保護費を受給する際に、窓口で現金にて返済を受けている。

このような処理は、今回外部監査を行った高津福祉事務所だけのことであると説明を受けた。他の福祉事務所では法外援護費で処理しているので、同様の手続きを取るべきであると考える。

よって、今後は他の福祉事務所と同様に法外援護費で処理されたい。

[措置の内容]

高津福祉事務所における前貸金については、他福祉事務所と同様に法外援護費で対応するよう是正しました。

(3) 返還金および戻入金の決定・収納状況に関する関連帳簿の整合性について

[意見の要旨]

福祉事務所生活保護経理状況表における「返還金及び戻入金の決定・収納状況」（監査指導課の監査報告書）と総合財務会計システムに基づく「返還金及び戻入金の年度別残高」には、大きな齟齬がある。確かに、差異の調整はある程度可能であるが、本来、両者の金額は一致すべきであり、差異が発生しているということは、情報（関連帳簿）の信頼性を大きく損なうものである。とくに、現場である福祉事務所がその差異の原因について明確に把握していなかったことには問題がある。

よって、監査報告書における「返還金及び戻入金の決定・収納状況」において、総合財務会計システムのデータとの差異が明らかになるようにし、このような差異が発生しないようにするとともに、早期発見のために定期的に照合をするなどの予防的事務を実施されたい。

[措置の内容]

数値に差異が生じた原因については、福祉事務所生活保護経理状況表の数値が当該年度中の決定額であり、また、5月末の出納閉鎖を待たずに挙げられた報告であるのに対して、財務会計システムに基づく数値は当該年度の決算額であることから、差異が生じたものでした。

また、年度末になってから返還金の決定を行うことも、差異が生じる一因でもあるため、保護係に対しては返還金の決定は速やかに実施していくよう指導するとともに、3月末の返還金の決定は避けるように周知しました。

なお、今後は、「返還金及び戻入金の決定・収納状況」と総合財務会計システムのデータとの照合を行ってまいります。

(4) 保護開始時調査書類の適切な管理について

[意見の要旨]

高津福祉事務所において、保護開始時調査チェックポイント表において、簡易保険の契約残高につき要再調査として保管されていたものについて、再調査が実施されていなかった被保護者のケースがあった。

よって、再調査を要する案件については、再調査漏れを防ぐためにも、一覧表を作成して管理されたい。

また、同じ被保護者のチェックポイント表では、申請日より決裁日の方が前の日付で、鉛筆書きにて記載されていたものがあった。決裁日の日付等は重要な情報であるので、日付の整合性を保持させるとともに、ペン書き（非鉛筆）で記録されたい。

[措置の内容]

パトロール指導において保護開始時チェックポイント表で再調査及び顛末記載のないものについては、福祉事務所に対して早急な対応と今後の再調査を要する案件の一元管理等による調査漏れ防止の徹底を指導しました。加えて、文書により、帳

票様式等に対する非鉛筆記載及び日付の整合性保持について、再度、周知徹底を図りました。

(5) 法外援護費の適切な記帳と現金管理について

[意見の要旨]

要保護者が福祉事務所に来所した際、帰りの交通費（電車、バス代）の持ち合わせすらない場合に対処するため、川崎市社会福祉協議会より、年間1万5千円程度の法外援護費が高津福祉事務所に分配されている。高津福祉事務所では、1回当たり200円を目安として、当該要保護者に渡しているが、基本的に返済されることを想定していない。

現況を調査したところ、平成18年4月以降の記帳が全くされておらず、現金残高も3万円程度とのことであったが、現在あるべき金額が不明な状態であった。また、証票、帳簿、現金が全て一人の担当者により管理されており、出納簿に上長の押印が揃っていても、実効的なチェックがなされているとは言い難い。

よって、公金管理という意識をもって、記帳および現金管理を実行されたい。その場合、現金出納帳を付けることはもとより、上司による定期的な検証を実施されたい。

[措置の内容]

高津福祉事務所における法外援護費の管理については、貸付ごとの証票の徴取、帳簿の記帳と複数の職員によるチェックの徹底を図るとともに、現金の出納に際しては、決裁権者の検証をしたうえで、押印決裁するよう改善を図りました。

また、全福祉事務所における法外援護費の管理の徹底について、文書により周知を図り再確認を促しました。

(6) 被保護者に対する就労支援の徹底について

[意見の要旨]

川崎市における自立のための就労支援は十分ではなく、被保護者のうち、就労阻害要因が特段認められない者または治療しながら就労が可能と判断された者に対して行っている就労指導は消極的であると判断される。

また、支援の結果が所期の目的（効果）を達成したかを評価し、未達成の場合、その原因を究明したうえで事後の事業改善につなげるという「事業評価のサイクル」が確立されていない。なお、被保護者のうちのその他世帯に属する世帯は、年々、増加している。しかも、現状では、自立生活支援相談員相互において定期的に情報交換できる機会が設けられていないため、就労成功事例を市全体のノウハウとして普及させられる仕組みができていない。

本件事案は、高津福祉事務所に限定されるものではなく、川崎市全体にかかわるものとする。

よって、川崎市の全福祉事務所を対象として、以下の事項を計画化し、着実に実行されたい。

- ① 市側から自立生活支援相談員に対し、具体的に目標を示すこと
- ② 支援の結果が所期の目的（効果）を達成したかを測定し、原因を究明したうえで事後の事業改善につなげる「事業評価のサイクル」を確立すること

- ③ 年々、増加している高津福祉事務所のその他世帯に対してより積極的に支援すること
- ④ 自立生活支援相談員相互において定期的に情報交換できる機会を設け、他の事務所においても活用できるようにすること

[措置の内容]

平成 19 年度、自立生活支援相談員の活用を図るべく次のとおり対応を検討したうえで計画を策定し、改善に着手しております。

- ①1 職安に対して年間 120 件の新規依頼すること。
- ②毎月の効果額の報告の徹底及び自立生活支援相談員との会議の場での検討
- ③その他世帯の稼働年齢層で就労可能な者をリストアップし、自立生活支援相談員の更なる積極的活用を図ること
- ④就労支援により効果的に結びつけるため、事例集を作成し、データベース化を図り全市的に活用出来るように検討
- ⑤毎月 1 回、本課と就労支援相談員の会議を開催し、自立支援を強化
- ⑥地区担当員と就労支援相談員との連携を密にするため、またお互いの業務に対するの相互理解を深めるために新人・新任研修において就労支援相談員による自立支援の事例報告を基に討議の機会を設定